子

供

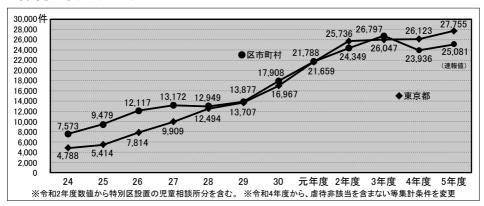
4

- \* 手当
- \*子育て支援
- \*健全育成
- \*仕事と子育て
- \*健康
- \*里親等
- \*施設

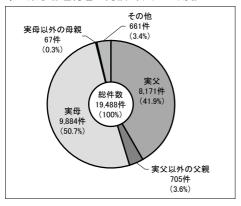
#### 児童虐待の実態

#### ◆ 東京都内の虐待に関する相談件数

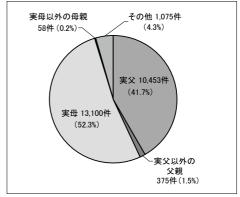
平成16年の児童福祉法と児童虐待防止法の改正により、区市町村が児童虐待の通告の第一 義的窓口となりました。



#### ◆ 東京都虐待者の内訳(令和5年度)



#### ◆ 区市町村虐待者の内訳 (令和5年度)



#### ◆ 虐待の種類

- ・身体的虐待一叩く、殴る、蹴るなどの暴力、外に締め出すなど
- ・性的虐待一性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・ネグレクトー家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、 同居人による虐待を放置するなど
- ・心理的虐待一言葉による脅し、無視、兄弟間の差別扱い、子供の前でDVを行うなど

# 手 当

児童に関する手当としては、児童手当(国)、 児童育成手当(都·市町村)、児童扶養手当(国)、 特別児童扶養手当(国)、障害児福祉手当(国)、 重度心身障害者手当(都)がある。児童育成 手当の中には、育成手当・障害手当の2種類 の手当がある。

なお、区においては、児童育成手当と同種 の手当制度を実施している。

児童手当(国)は高校生年代(18歳到達後最初の年度末)まで、児童扶養手当(156分分)と児童育成手当の中の育成手当(157分分)は父又は母と生計を同じくしていない家庭を対象としている。

心身障害児のいる家庭に対する手当には、特別児童扶養手当(99%)及び児童育成手当の中の障害手当(100%)がある。更に重い障害がある児童に対しては、障害児福祉手当(100%)と重度心身障害者手当(101%)が設けられている。

これらの手当は、いずれも保護者などの所得による支給制限があり、また、手当によっては施設に入所しているときは支給されないものもある。(児童手当は令和6年10月分以降所得制限なし)

また、各手当相互間の併給制限はない。

#### ⇔ 児童手当

支給対象 日本国内に住所があり、高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までの児童を 養育している人に支給

手当額 該当児童1人につき次の額

(一般受給者)

所得制限なし

·第1子·第2子

3歳未満:15,000円

3歳以上18歳に達する日以後の最初の

3月31日まで:10,000円

· 第3 子以降

一律30.000円

#### (施設受給者)

・3歳未満:15,000円

3歳以上18歳に達する日以後の最初の

3月31日まで:10.000円

支給方法 申請のあった月の翌月分から毎年 偶数月に、その前2か月分を支給

申請 区市町村、公務員の場合は勤務先へ。 根拠法令等 児童手当法

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 ☎5320-4123(直通) FAX 5388-1406

# 子育て支援

子育て家庭からの相談や、相談に応じた支援サービスの提供・調整、地域での子育てサークルの支援や組織化などを行う、地域での子育て家庭支援の核である「子供家庭支援セン

ター事業」や、生後4か月までの乳児のいる 全ての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」、保育所、児 童館などの機能を活用して、子育て相談や啓 発活動などを行う「子育てひろば事業」がある。

また、緊急・一時的に児童の預かりを行う「ショートステイ・トワイライトステイ事業」 や子育て親子が安心して外出できる環境整備を行う「赤ちゃん・ふらっと事業」などがある。

#### ⇔ 子供家庭支援センター

子供と家庭の総合的支援機関として、下記 の事業を行い、地域の子供と家庭に関する支 援ネットワークを構築する。

#### 事業内容

- (1)子供家庭総合ケースマネジメント事業
- ・子供と家庭に関する様々な相談
- ・ショートステイ、トワイライトステイ、一 時預かりなど「子供家庭在宅サービス」の 提供・調整
- 児童虐待相談等の連絡・調整
- ②地域組織化事業(子育でサークル、ボランティアの育成)
- ③養育支援訪問事業·子育て世帯訪問支援事業
- ④在宅サービス基盤整備事業
- ・子供家庭在宅サービス事業の担い手となる 養育家庭の普及等の活動
- ⑤専門性強化事業
- I 虐待対応の強化
- Ⅱ心理的ケアへの取組

町村部においては、小規模型の実施が可能 (実施事業は①及び②)

現在は61区市町村で事業を実施(令和7年4月1日現在)

**所在地** 3145 参照

**根拠法令等** 子供家庭支援センター事業実施 要綱 **担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4371(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 子供が輝く東京・応援事業

社会全体で子育てを支えるため、効果的な 事業を展開するNPO法人等に対し、財政支 援を行う。

**補助対象事業** ①妊娠・出産に関する支援 ②乳幼児期及び学齢期の子供・子育て支援

③特に支援を必要とする子供や家庭への支援

④社会的養護経験者等への支援 等

補助対象者 都内に本社又は事務所を有する NPO法人等

**根拠法令等** 子供が輝く東京・応援事業実施 要綱等

問合せ (公財) 東京都福祉保健財団

**2**3344-8535

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部企画課 **☎**5320-4115(直通) FAX 5388-1401

#### 

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児についての相談に応じ、助言その他の援助等を行うことにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図る。

事業内容 ①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ②子育で支援に関する情報提供 ③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握 ④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

根拠法令等 児童福祉法ほか

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4371(直通)

# ⇒ 子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)

身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、おおむね0歳から3歳までの乳幼児とその保護者が一緒に遊んで過ごせる場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う。

事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と 交流の促進 ②子育て等に関する相談及び援助 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育 て及び子育て支援に関する講習等の実施

根拠法令等 児童福祉法ほか

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 **☎**5320-4371(直通)

## ⇒ 子育て短期支援事業

事業内容 ①保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急・一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等において、一定期間預かる「ショートステイ」 ②保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難な場合等に、上記の児童福祉施設等において預かる「トワイライトステイ」

費用 区市町村長等が定める額

申込み 区市町村

根拠法令等 児童福祉法ほか

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4371(直通)

#### ◇ 一時預かり事業

保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保

育を必要とするとき、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、保 育所等において児童を一時的に預かる。

対象児童 就学前児童

費用 実施施設により異なる。

問合せ 実施施設又は区市町村

根拠法令等 児童福祉法ほか

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4129(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 多様な他者との関わりの機会の創出

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児(原則、0歳児から2歳児)を保育所等で定期的に預かる。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。

問合せ 実施施設又は区市町村

担当課福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4129(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 赤ちゃん・ふらっと事業

保育所、児童館、公民館、図書館、その他不特定多数の者が利用する施設等において、 授乳やおむつ替え、休憩のための施設設備(以下「赤ちゃん・ふらっと」という。)を設ける ことにより、乳幼児を持つ親が安心して外出 を楽しめる環境を整備することを目的とする。

**実施主体** 都内に「赤ちゃん・ふらっと」を 設置する者(行政、民間を問わない。)

事業内容 一定の設備要件を満たす「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに都が交付する適合証(赤ちゃん・ふらっとマーク)を表示し、都民にその所在等を広く周知する事業

整備数 1.608施設(令和7年3月31日現在)

内訳 区部957施設、市町村部651施設

届出施設の詳細については、ホームページ にて公表している (随時更新)。

根拠法令等 乳幼児を持つ親が安心して外出 できる環境の整備事業(赤ちゃん・ふらっと 事業)実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4371(直通) FAX 5388-1406

## ↔ 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う。

実施主体 区市町村

根拠法令等 利用者支援事業実施要綱 担当課 福祉局子供・子育て支援部企画課 ☎5388-4200(直通) FAX 5388-1401

## 

子育て支援に取り組む様々な分野の機関、 団体、区市町村と連携・協力することにより、 社会全体で子育てを支援する取組を推進し、 子供と子育で家庭を応援する機運の醸成を図 る。

事業内容 ①18歳未満の子供又は妊娠中の方がいる世帯が「子育て応援とうきょうパスポート」を協賛する企業・店舗等に提示することで、様々な子育て応援サービスを受けることができる仕組みを構築(令和7年4月1日時点 協賛店数9,253店)。②子育て応援情報サイトアプリ「とうきょう子育てスイッチ」により、子育てに役立つ情報を発信する。③

その他、社会全体で子育てを応援する機運を 一層高める。

#### ホームページ

とうきょう子育てスイッチ

https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp 根拠法令等 子供・子育で応援とうきょう事 業実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部企画課 ☎5320-4115(直通) FAX 5320-1406

## ♦ 018サポート

子供一人ひとりの成長を等しく支えるため、0歳から18歳までの全ての子供に月額5,000円を支給する。

対象者 次のいずれにも該当する子供。所得制限なし。①0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方 ②令和7年度中に都内に住所を有する又は有していた方(原則)

**支給額** 子供一人当たり月額5,000円 申込み 東京都018サポートポータルサイトからウェブで申込み

https://018support.metro.tokyo.lg.jp/ ※郵送での申込みを希望する場合は、下記 コールセンターに連絡

**問合せ** 東京都 0 1 8 サポート給付金コール センター

☎0120-056-018 (9時~19時、土・日・休日を含む、年末年始は休業)

根拠法令等 令和7年度018サポート実施 要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課

# 健 全 育 成

児童の健全育成を図るため、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする児童遊園、児童館などの児童厚生施設が設けられている。児童遊園は屋外の施設で、広場、遊具その他の設備が設けられている。児童館は地域の児童に健全な遊びを与えるとともに、児童のための地域組織活動を育成助長し、児童の健全な育成を図る施設である。

## ⇔ 児童館

事業内容 集会室、遊戯室、図書室などの設置と利用。健全な遊びの提供と子供会などの活動援助

実施主体 区市町村

587か所で実施(令和6年5月1日現在)

根拠法令等 児童福祉法

担当課 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

☎5320-4371(直涌)

# 仕事と子育て

保護者が児童(0歳から小学校就学前まで)の世話をすることができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設として保育所(認可保育所)がある。

また、認可外の保育施設で都の認証を受けた認証保育所や一定の資格を備えている家庭的保育者に対して、経費の助成が行われている。

さらに、学齢児で放課後帰宅しても労働等 により保護者が不在の児童の健全育成のため に、学童クラブが設けられている。

#### ◆ 保育所(認可保育所)

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者 の下から通わせて保育を行うことを目的とす る施設

**開所時間** 原則として11時間。なお、保護者の労働時間、通勤事情などを考慮して時間を延長する延長保育もある。

費用 家計に与える影響を考慮して区市町村

の長が定めた額

入所相談 区市の福祉事務所(保育担当課の場合もある。)・町村役場へ。

定員等 令和6年4月現在 公立:788か所、 定員82,650人 私立:2,835か所、定員237,739人 なお、入所できる児童の年齢は、保育所に より異なる。

根拠法令等 児童福祉法

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4128(直通) FAX 5388-1406

#### ፟ 認証保育所

大都市の特性に着目した東京都独自の認証 基準を満たし、都が認証した認可外保育施設。 A型とB型の2種類がある。都及び区市町村 は、運営費補助と開設準備経費等補助を行っ ている。

定員 A型 20人から120人まで B型 6人から29人まで

#### 補助対象児童

A型 区市町村が必要と認める0歳から小学校就学前までの都内在住の児童

B型 区市町村が必要と認める0歳から2歳までの都内在住の児童(原則)

開所時間 13時間以上を基本とする。

費用 認証保育所と利用者の契約による。

**問合せ** 各認証保育所へ(認証保育所一覧はホームページに掲載)。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html

**根拠法令等** 東京都認証保育所事業実施要綱、東京都認証保育所事業実施細目

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4212(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 認定こども園

認定こども園制度とは、①就学前の子供を、 保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、 教育・保育を一体的に提供する機能、②地域 における子育て支援を行う機能を備え、都道 府県等の認可又は認定を受けた施設

学校及び児童福祉施設の位置付けを持ち、 単一の認可施設である幼保連携型と、認定こ ども園を構成する施設により、幼稚園型、保 育所型、地方裁量型の3類型に分かれる。

対象児童 就学前の児童

費用 区市町村の長が定めた金額

問合せ 各認定こども園又は区市町村(認定 こども園一覧はホームページに掲載)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/n\_kodomoen/shisetsuichiran.html

**根拠法令等** 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 **担当課** 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4250(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 家庭的保育事業

**対象児童** 区市町村が保育を必要と認めた乳 幼児

保育者 区市町村長が認定した家庭的保育者 (資格要件あり)

保育場所 家庭的保育者の自宅又は区市町村 が認めた場所

**保育時間** 1日8時間を原則とし、区市町村 長又は事業者が定める。

費用 区市町村長が定める。

問合せ 区市町村

根拠法令等 児童福祉法、子ども・子育て支援法等、家庭的保育事業等実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4131(直通) FAX 5388-1406

## ↔ 小規模保育事業

実施主体 区市町村(区市町村が実施する施設及び区市町村が補助を行う施設)

**定員** 6人から19人まで

対象児童 ()歳児から2歳児まで

基準 区市町村が規定

問合せ 区市町村

根拠法令等 児童福祉法、子ども・子育て支援法等

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-7775(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、 家庭的保育者による保育を行う。区市町村長 の認可を受けた居宅訪問型保育事業は、子ど も・子育て支援新制度の給付の対象となる。

対象児童 0歳児から2歳児まで

問合せ 区市町村

根拠法令等 児童福祉法、子ども・子育て支援法 担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4131(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 事業所内保育事業

従業員の子供のほか地域の子供を一定割合 以上受け入れ区市町村長の認可を受けた事業 所内保育事業は、子ども・子育て支援新制度 の給付の対象となる。

対象児童 0歳児から2歳児まで

問合せ 区市町村

**根拠法令等** 児童福祉法、子ども・子育て支援法

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4131(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 病児保育事業

病中又は病気の回復期にあることから集団保育が困難であって、保護者が勤務等の理由により家庭で保育できない児童に対し、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う。

対象児童 乳児・幼児又は小学校に就学している児童

利用料 各区市町が定める額

問合せ 実施施設又は区市町村

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4129(直通) FAX 5388-1406

## ‡ 定期利用保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保 護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等 において児童を一定程度継続的に保育する。

対象児童 就学前児童。ただし、同居親族等 が対象児童を保育できる場合を除く。

費用 実施施設により異なる。

問合せ 実施施設又は区市町村

根拠法令等 一時預かり事業・定期利用保育 事業実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4129(直涌) FAX 5388-1406

# ⇔ 保育所等を利用する多子世帯への支援

子供を2人以上持ちたいと願う保護者が安心して子供を産み育てられるよう、多子世帯に対し、保育所等の利用料の負担軽減を図る 区市町村を支援する。

対象児童 保育所等に通う第2子以降(国制度により多子世帯負担軽減の対象となっている児童を除く。)

問合せ 区市町村

**根拠法令等** 保育所等利用多子世帯負担軽減 事業実施要綱、東京都認可外保育施設利用支 援事業補助要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4129(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 学童クラブ

対象児童 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童

開所時間 下校時からおおむね18時まで。

なお、都型学童クラブ事業等により、19時 以降まで開所する学童クラブもあり

利用相談 区市町村

設置場所 児童館、学校、公民館などに設置 担当課 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4371(直通) FAX 5388-1406

#### 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)

育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)からなる会員組織で、会員同士で地域において育児に関する相互援助活動を行う。

援助内容 ①保育施設の保育開始前や終了後 に子供を預かる。②保育施設までの送迎を行 う。③学童クラブ終了後に子供を預かる。④ 学校の放課後に子供を預かる。⑤冠婚葬祭や 他の子供の学校行事の際、子供を預かる。⑥ 買い物等外出の際、子供を預かる。

※子供を預かる場所は、提供会員の自宅や児 童館等、会員間の合意により決定する。

申込み 区市町村

55区市町村で実施(令和6年3月末現在)

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4371(直通) FAX 5388-1406

健康

母子の健康に関しては、各種の健康診査・ 保健指導・相談などが行われている。

また、経済的に困難な母子のために、入院 助産・妊娠高血圧症候群等にかかっている妊 産婦への医療給付などが行われている。

児童の医療に関しては、未熟児の養育医療、 結核にかかっている児童の療育給付、小児慢 性疾患の医療費助成、大気汚染に係る健康障 害者の医療費助成(247%)、身体に機能障害 があり手術等が必要な児童に対する自立支援 医療(育成医療)が行われている。

これらの医療給付では、健康保険、国民健康保険などの保険の自己負担分を公費で負担するが、世帯の所得に応じて費用徴収基準により、費用の一部を徴収する。

なお、一部のものについては費用徴収をしない。

## ⇒ 母子の健康診査・保健指導

①母子健康手帳 母と子が健康診査や保健指導を受けたとき、その都度必要な事項を記録

する、母と子の健康を守る手帳。妊娠・出産の状態、乳幼児期の経過、予防接種の記録のほか、妊産婦の健康管理及び新生児の養育に当たり必要な情報などを記載。妊娠届を区市町村に提出したときに交付

②**妊婦健康診査** 全ての妊婦に対して妊婦健診の費用の一部を受診票により公費で負担。公費負担回数は14回。B型肝炎、C型肝炎、梅毒血清反応検査、HIV抗体検査及び子宮頸がん検診等を実施している。超音波検査は区市町村により回数が異なる。

③乳児健康診査 3から4か月まで、6から7か月まで、9から10か月までの乳児及び経過観察の必要な乳児を対象に、健康診査・保健指導・離乳食指導などを実施。

また、健康診査の結果、必要に応じて専門 医療機関での精密健康診査を実施

④1歳6か月児健康診査 1歳6か月児を対象に身体発育や発達の状況などに関する健康診査、歯科健康診査を実施。健康診査の結果、必要に応じて専門医療機関での精密健康診査

を実施

- ⑤ 3歳児健康診査 3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、視力検診、聴覚検診、心理相談、保健指導を実施。健康診査等の結果必要に応じて専門医療機関での精密健康診査を実施
- ⑥新生児訪問指導 新生児を対象に、保健師 や助産師が家庭訪問し、病気の予防、発育・栄養、環境、疾病等について、保護者に適切な保健指導を行う。
- ⑦**妊産婦訪問指導** 妊婦及び産後1年未満の 産婦を対象に保健師や助産師が家庭訪問をして、日常生活上の保健指導を行う。
- ⑧母親・両親学級、育児学級 妊婦及び乳幼児を持つ母親等を対象に妊娠から産じょく期間中の身体管理及び育児等について適切な保健指導を行う。
- ⑨未熟児訪問指導 未熟児を対象に保健師等が家庭訪問し、保護者に必要に応じた適切な保健指導を行う。
- ⑩新生児聴覚検査 生後50日に達する日まで の新生児を対象として、新生児聴覚検査の費 用の一部を受診票により公費で負担
- ①先天性代謝異常等検査 フェニルケトン尿 症等の先天性代謝異常などは、早期発見、早期治療することにより知的障害などの心身障 害を防ぐことができる。保護者の希望により 新生児を対象に医療機関で血液検査を実施。検査料は無料。採血料などは自己負担
- ⑩療育相談 身体に障害のある児童や疾病により長期に療養を要する児童を対象に専門医 や保健師等による相談や指導を行う。
- ③電話相談「子供の健康相談室(小児救急相談)」 夜間・休日の子供の健康・救急に関する相談に、看護師や保健師等が応じている。

必要に応じて小児科医が対応する。

利用時間 平日18時~翌朝8時

土 . 日 . 休日 . 年末年始 8 時~翌朝 8 時

**相談電話 ☆** #8000(プッシュ回線の固定電話・携帯電話) **☆**5285-8898

利用時間 毎週金曜日 10時~16時(休日・ 年末年始を除く。)

相談電話

も行う。

**2**5320-4388

妊娠・出産に関する様々な悩みについて、 電話又はメールで看護師などの専門職が相談 に応じ、内容に応じて適切な関係機関の紹介

⑮電話・メール相談「妊娠相談ほっとライン」

また、「妊娠相談ほっとライン」に御相談された方で、お一人で医療機関への受診やお住まいの区市町村への相談をすることへ不安を抱える方を対象に、産科医療機関などへの同行支援や初回産科受診料に対する助成等を行っている。

電話

**2**5339-1133

毎日10時~22時(元日を除く。) メール 下記の福祉局ホームページ上の専用 フォームから必要事項を入力して送信、24時

間365日受付

ホームページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/ninshin-hotline.html

**⑯電話相談「不妊・不育ホットライン」** 不 妊や不育症で悩む方への専門相談、精神的支 援を目的として、女性ピアカウンセラーが相 談に応じている。

利用時間 毎週火曜日 10時~19時(祝日・年末年始を除く。)

月1回土曜日10時~16時

※土曜日の開設日はホームページへ。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/h soudan.html

#### 相談電話

**2**6407-8270

®TOKYO子育で情報サービス インターネットによる情報提供サービス。「妊娠と子育で」及び「子供の事故防止と応急手当で」に関する約200項目の情報をインターネットで提供している。情報項目の一覧を掲載したリーフレットは、保健所や保健センター等の窓口で入手できる。

#### ホームページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/info\_service/index.html **®乳幼児期の事故防止** 乳幼児期に身近にある危険を、イラスト付きのクイズで分かりやすく学べる。

#### ホームページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/nyuyoji/index.html

#### ⑩チャットボット「妊娠したかも相談@東京」

「妊娠したかも?」という悩みや疑問に、チャットボット形式で応じている。「電話やメールで相談するのは少し怖い、勇気がない」という方でも、24時間365日、誰でも気軽に利用可能。

#### ホームページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/ninshin-line-tokyo.html **②好産婦向けオンライン相談** 妊娠による身

体の変化、産後の体調、早産など妊産婦の方が抱える不安や悩みに対応するため、専門職がオンラインで相談に応じる。

**対応時間** 月・水・金・土曜日(年末年始を除く。) 10時から17時まで

毎月第2・第4日曜日 10時から15時まで ホームページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/ninsanpu-online.html

根拠法令等 ①~⑪まで、⑬から⑰まで、⑲ ⑳は母子保健法、⑫は児童福祉法

問合せ ①~⑩は区市町村、⑪~⑳は福祉局 子供・子育て支援部家庭支援課

☎5320-4372(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 妊娠支援ポータルサイト

妊娠・出産を希望する方及びそのパートナーが必要な情報を得やすくするための、妊娠・不妊・不育等の段階に応 **ロリナス** 

じた情報を一元化したwebサイトである。



#### ホームページ

https://www.ninkatsuka.metro.tokvo.lg.ip

## ⇔ 東京都こども医療ガイド

子供の病気やケガ、子育ての情報が載って いるホームページ

#### 【主な提供情報】

主に0歳から小学生程度までの子供に関する次の情報を提供している。

①症状別、病気別の基礎知識

子供の発熱、発疹、下痢など症状に応じた 対処法、風疹、とびひ、喘息など病気別の特 徴や注意点などを掲載

②事故やケガの対処法

事故を予防するための注意点やケガをした ときの対処の仕方などを掲載

#### ③子育て情報

子育て中によくあるお悩みや体の特徴、予 防接種、健診など各種情報を掲載

#### 4)その他

医療情報ネット(ナビイ)や救急相談センターなど子供の医療機関に係る相談窓口やその他相談窓口を掲載

下記ホームページアドレスからパソコンや スマートフォンでアクセスができる。

#### ホームページ

https://www.guide.metro.tokyo.lg.jp



**担当課** 保健医療局医療政策部医療政策課 **☎**5320-4448(直涌)

## ⇔ 入院助産

入院対象 保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦(当該年度分の特別区民税又は市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯(一部を除く。))

援護内容 分娩の介助、前後の処置及び看護 費用 費用徴収基準額表(2875)のとおり 負担

入院相談 福祉事務所へ。

根拠法令等 児童福祉法

#### 

対象 妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、 糖尿病及び妊娠糖尿病、貧血、産科出血又は 心疾患にかかっている妊産婦であって、認定 基準を満たし、母体又は胎児の保護のため医 療機関に入院して治療を受ける必要のある人 で次のいずれかに該当する人

①前年の所得税額が3万円以下の世帯に属する人 ②入院見込期間が26日以上の人

助成内容 入院治療に要する医療保険の自己 負担分(食費は自己負担)

申請 下記担当

根拠法令等 東京都妊娠高血圧症候群等に係る を る医療費助成実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4375(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 特定不好治療費(先進医療)助成

対象 治療開始日における妻の年齢が43歳未満までの夫婦(事実婚を含む。)

**助成回数** 保険適用の要件に準ずる(39歳まで:6回、42歳まで:3回)

助成額上限 先進医療の実施にかかる自己負担額の10分の7(15万円上限)

**申込み** 保険医療機関(※)において、助成 対象の先進医療として告示された治療及び技 術を受けた後、下記担当へ。

※ 先進医療として告示された治療及び技術 の実施医療機関として、厚生労働省に登録されている保険医療機関

**根拠法令等** 東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事業実施要綱

担当課 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

☎5320-4362(直通) FAX 5388-1406

#### ↔ 不妊検査等助成

対象 検査開始日における妻の年齢が40歳未満までの夫婦(事実婚を含む。)

助成額上限 不妊検査及び一般不妊治療の自 己負担額(上限5万円。1回限り)

**申込み** 夫婦ともに保険医療機関において検 査等を受けた後、下記担当へ。

**根拠法令等** 東京都不妊検査等助成事業実施 要綱

## ❖ 不育症検査助成

対象 検査開始日における妻の年齢が43歳未満までの夫婦(事実婚を含む。) ただし、2回以上の流産及び死産の既往があること、又は、医師に不育症と判断されたこと、のいずれかに該当することを要件とする。

助成内容 保険医療機関にて行った不育症検 査に要した費用

助成額上限 不育症検査の自己負担額(上限5万円。1回限り)

**その他** 国の助成事業に該当する検査については、年齢及び回数の制限なし。助成額は自己負担額の7割6万円を上限とする。

**申込み** 保険医療機関において検査を受けた 後、下記担当へ。

**根拠法令等** 東京都不育症検査助成事業実施 要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4362(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 東京都無痛分娩費用助成等事業

対象 令和7年10月1日以降に東京都が指定する「対象医療機関」で出産した方

対象となる医療行為 無痛分娩に係る費用として出産した方に請求されたもの

助成額 最大10万円

申込み 詳細は福祉局ホームページに記載 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/ kodomo/shussan/mutsubunben/subsidy 根拠法令等 東京都無痛分娩費用助成事業実 施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎0120-620-620 FAX 5388-1406

#### ⇒ 卵子凍結への支援

対象 東京都に住む18歳から39歳までの女性 (採卵を実施した時点における年齢)

対象となる医療行為 採卵準備のための投薬・採卵・卵子凍結

助成額 卵子凍結を実施した年度 上限20万円(1人1回限り)

次年度以降 調査協力助成金2万円/年 2028年度まで

**申込み** 詳細は福祉局ホームページに記載 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/ kodomo/shussan/ranshitouketsu/ touketsu/gaiyou.html

根拠法令等 卵子凍結への支援に向けた調査 事業助成金実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4362(直通) FAX 5388-1406

#### 

対象 妻の年齢が43歳未満の夫婦(事実婚を含む)で、凍結卵子を使用した生殖補助医療を受ける方

対象となる医療行為 卵子融解、授精、胚培養、胚凍結、胚移植、妊娠確認

助成額 (1) 凍結卵子を融解し、受精を行った場合1回につき上限25万円(2)「以前に凍結卵子を融解した作成した凍結胚」を融解して胚移植した場合1回につき上限10万円

申込み 詳細は福祉局ホームページに記載 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/ kodomo/shussan/ranshitouketsu/ shiyou/gaiyou.html

根拠法令等 凍結卵子を使用した生殖補助医療への助成事業実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4362(直通) FAX 5388-1406

#### ◈ 療育給付

対象 結核にかかっている18歳未満の児童のうち、その治療のため医師が入院を必要と認めた児童

給付内容 指定療育機関へ入院させ医療の給付を行う(医療保険の自己負担分を給付の対象とする。)とともに、学習や療養生活に必要な物品を支給

**費用** 費用徴収基準(2895<sup>-</sup>) のとおり **申請** 保健所

根拠法令等 児童福祉法

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4375(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 小児慢性特定疾病の医療費助成

対象 18歳未満の児童で、次の病気にかかっており、病状が認定基準を満たすもの。ただし、18歳に達した時点で助成を受けていて、なお引き続き医療を受ける必要がある場合は、20歳に達するまで延長することができる。

①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

助成内容 医療保険の自己負担分(所得に応じた自己負担あり)

費用 自己負担上限額表 (285%) のとおり 申請 区部、八王子市及び町田市は保健所へ。 市町村部 (八王子市及び町田市を除く。) は 各市町村所管課へ。

**根拠法令等** 児童福祉法

#### 担当課

(八王子市・児童相談所設置区を除く。) 福祉局子供・子育で支援部家庭支援課

☎5320-4375(直通) FAX 5388-1406 港区・品川区(令和6年10月以降)・世田谷区・ 中野区・豊島区・荒川区・板橋区・葛飾区・ 江戸川区・八王子市にお住まいの方は、各区 市にご確認ください。

#### ⇔ 養育医療の給付

対象 次のいずれかに該当する未熟児であって、入院して養育を受ける必要があると医師が認めたもの ①出生時の体重が2,0002<sup>5</sup>以下の乳児 ②生活力が特に弱く一定の症状を

示すもの

給付内容 未熟児を指定養育医療機関に入院 させ、養育に必要な医療を給付(医療保険の 自己負担分を給付の対象とする。)

申請 各区市町村所管課

実施主体 区市町村

根拠法令等 母子保健法

担当課(指定医療機関制度全般)

福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

☎5320-4375(直通) FAX 5388-1406

## ⇔ 自立支援医療(育成医療)の給付

対象 18歳未満で、以下の疾病治療のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童 ①視覚障害 ②聴覚・平衡機能障害 ③音声・言語・そしゃく機能障害 ④肢体不自由 ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓機能障害 ⑥その他の先天性内臓機能障害 ⑦免疫機能障害

支給内容 身体に障害のある児童が、指定自立支援医療機関において、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療を給付(医療保険の自己負担分。ただし、医療費の1割の自己負担あり。)

なお、原則、世帯の住民税額(所得割)が23万5千円未満であること。

費用 負担上限月額表(2915)のとおり

申請 各区市町村所管課へ

実施主体 区市町村

根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律

#### 担当課(制度全般)

福祉局子供・子育で支援部家庭支援課

☎5320-4375(直通) FAX 5388-1406

## 小児慢性特定疾病児童等 自立支援事業

慢性的な疾病にかかっていることにより、 長期にわたり療養を必要とする児童等の健全 育成及び自立促進を図るため、児童及びその 家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及 び助言を行うとともに、関係機関との連絡調 整や学習支援等を行う。

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4375(直涌) FAX 5388-1406

## ⇔ 移行期医療支援体制整備事業

小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律(自立)支援を実施する。

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部家庭支援課 ☎5320-4375(直通) FAX 5388-1406

#### ⇒ 乳幼児医療費の助成

助成対象 義務教育就学前までの乳幼児(6 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 にある乳幼児)を養育している者

対象除外 乳幼児が次のいずれかに該当する場合は対象外。(詳細は、お住まいの区市町村に問合せのこと。) ①国民健康保険や健康保険などの各種医療保険に加入していない

②生活保護を受けている ③児童福祉施設などに措置により入所している

助成範囲 国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分(詳細は、該当の区市町村に問合せのこと。)

#### 手続 区市町村

#### 実施主体 区市町村

※東京都は、市町村へ経費の一部を補助している(令和7年10月から所得制限撤廃(別表(2845)))。

**その他** 都外や当制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己 負担分を支払い、後で区市町村の窓口に申請する。

**根拠法令等** 乳幼児医療費助成事業実施要綱 **担当課** 福祉局生活福祉部医療助成課

☎5320-4282(直通) FAX 5388-1403

## ⇔ 義務教育就学児医療費の助成

助成対象 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育している者

対象除外 児童が次のいずれかに該当する場合は対象外。(詳細は、お住まいの区市町村に問合せのこと。) ①国民健康保険や健康保険などの各種医療保険に加入していない ②生活保護を受けている ③児童福祉施設などに措置により入所している

助成範囲 国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分の一部(詳細は、該当の区市町村に問合せのこと。)

#### 手続 区市町村

#### 実施主体 区市町村

※東京都は、市町村へ経費の一部を補助している(令和7年10月から所得制限撤廃(別表(2845<sup>-</sup>)))。

**その他** 都外や当制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己 負担分を支払い、後で区市町村の窓口に申請 する。

**根拠法令等** 義務教育就学児医療費助成事業 実施要綱

担当課 福祉局生活福祉部医療助成課

☎5320-4282(直通) FAX 5388-1403

## ⇒ 高校生等医療費の助成

助成対象 高校生相当年齢にある児童(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。高校在学中であるか否かは問わない。)を養育している者

なお、区市町村が適当と認める場合は、高 校生等本人が申請することができる。

対象除外 高校生等が次のいずれかに該当する場合は対象外(詳細は、お住まいの区市町村に問合せのこと。) ①国民健康保険や健康保険などの各種医療保険に加入していない②生活保護を受けている ③児童福祉施設などに措置により入所している

助成範囲 国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分の一部(詳細は、該当の区市町村に問合せのこと。)

#### 手続 区市町村

#### 実施主体 区市町村

※東京都は、区市町村へ経費の一部を補助している(令和7年10月から所得制限撤廃(別表(2845)))。

**その他** 都外や当制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己 負担分を支払い、後で区市町村の窓口に申請する。

**根拠法令等** 高校生等医療費助成事業実施要綱 **担当課** 福祉局生活福祉部医療助成課

☎5320-4282(直通) FAX 5388-1403

# 里 親 等

里親制度とは、親の虐待や病気等の理由により親元で暮らすことのできない児童(以下「要保護児童」という。)を家庭に代わって養育する制度であり、都では養育家庭(里親)、専門養育家庭、養子縁組里親、親族里親の4つに分類している。里親に対する支援として、各種研修、レスパイト・ケア(里親の一時的な休息)事業、児童相談所が実施する交流会、養育家庭支援員による電話相談、民間のノウハウを生かして支援を行う里親支援機関事業等を行っている。また、継続的一貫した里親家庭の支援を包括的に行うフォスタリング機関事業についても本格実施している。

申込み お住まいの地域を担当する児童相談所に申し込み、所定の登録手続を経て認定・登録を受け、2年ごとに登録更新手続を行う。 担当課 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 ☎5320-4135(直通) FAX 5388-1406

#### ⇔ 養育家庭(里親)

要保護児童を、一定期間家庭において養育する。2か月以内の短期間のみ児童を預かる家庭もある。認定を受けるには、都が定める研修を受講する必要がある。

#### 養育費等(令和7年4月1日現在)

①里親手当月額9万円 ②生活費等月額6万 8,270円(小学校低学年の場合)(・一般生活 費(58,310)・生活指導訓練費(1,400)・学校 教育費(8,560)) ③受託支度費上限4万8,430 円 ④医療費(受診券による受診) ⑤学校 給食費等の実費 ⑥進学等の修学金、支度金 等 **費用** 保護者は、費用徴収基準額表 (2875<sup>-</sup>) に基づき、里親への委託に要する費用を負担する。

**根拠法令等** 児童福祉法 東京都養育家庭制度実施要綱

#### ⇔ 専門養育家庭

要保護児童のうち、被虐待児、障害児等を、 一定期間家庭において養育する制度。認定を 受けるには、養育家庭として一定の養育経験 があること等の必要な要件を満たすととも に、都が定める専門養育家庭研修を受講する 必要がある。

養育費等(令和7年4月1日現在) 養育家 庭の場合と同様(ただし、里親手当月額14万 1.000円)

費用 養育家庭の場合と同様

**根拠法令等** 児童福祉法 東京都専門養育家 庭制度実施要綱

#### ⇔ 親族里親

一定の要件を満たす要保護児童を、この児童の扶養義務者及び配偶者である親族が引き取り養育する。認定を受けるには、都が定める研修を受講する必要がある。

#### 対象となる児童 次の要件を満たす者

①現に監護する保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態にあり、児童を養護するものがいない状態にあること。 ② 本制度により児童を養育しなければ、里親申込者が困窮し、生計を維持することが困難となる状況であること。

**養育費等** 養育家庭の場合と同様(ただし、 甲親手当は支払われない。)

**費用** 保護者は費用徴収基準額表(287分)に基づき、里親への委託に要する費用を負担する。

**根拠法令等** 児童福祉法 東京都親族里親制度実施要綱

## 

一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の要保護児童を、子供同士の相互作用を生かしつつ、家庭的な環境の下で養育する。

入所相談 児童相談所

**費用** 保護者は費用徴収基準額表(2875<sup>-</sup>)に基づき、ファミリーホームへの委託に要する費用を負担する。

根拠法令等 児童福祉法 東京都ファミリーホーム事業 (小規模住居型児童養育事業) 設置・運営基準

## ◈ 養子縁組里親

要保護児童を、養子縁組を目的として家庭において養育する制度。認定を受けるには、都が定める研修を受講する必要がある。養育期間が6か月以上経た時点で、家庭裁判所に養子縁組の手続を行う。

養育費等 養子縁組をするまでの間は、養育家庭の場合と同様(ただし、里親手当は支払われない。受託支度費は上限4万4,630円)

費用 保護者は費用徴収基準額表(287分) に基づき、里親への委託に要する費用を負担 する。

**根拠法令等** 民法児童福祉法 東京都養子緣 網里親制度実施要綱

## ◆ フレンドホーム

児童養護施設又は乳児院に入所している児童を、数日間家庭において受け入れ、児童に家庭での生活を体験させる制度

**申込み** お住まいの近くにある各施設に直接 申し込み、所定の手続を経て登録する。

実施時期 学校等の休業期間など

根拠法令等 フレンドホーム制度実施要綱

## 施

## 設

児童福祉施設には、次のようなものがある。 児童館・児童遊園など児童の健全育成を図る 児童厚生施設(1355°)、保護者に代わって保 育する保育所(1355°)、おおむね2歳未満で 保護者のいない乳幼児及び保護者による養育 が困難又は不適当な乳幼児を養育する乳児 院、保護者のいない児童、虐待されている児 童、その他環境上養護を要する児童を養育す る、児童養護施設(1歳から18歳)、不良行 為をなし、又はなすおそれのある児童及び家 庭環境上の理由により生活指導を要する児童 の保護と指導に当たる児童自立支援施設、児 童養護施設等を退所した児童などに対して相 談、指導などを行う自立援助ホームがある。

このほか、心身障害児のための施設としては、医療型障害児入所施設(肢体不自由児)

(125分一)、児童発達支援センター(肢体不自由児)(126分一)、福祉型障害児入所施設(百児)(126分一)、福祉型障害児入所施設(ろうあ児)(126分一)、児童発達支援センター(難聴児)(126分一)、医療型障害児入所施設(重症心身障害児)(125分一)、重症心身障害児(者)通所施設(126分一)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)(126分一)、児童発達支援センター(知的障害児)(126分一)、福祉型・医療型障害児入所施設(自閉症児)(125・126分一)などがある。

児童福祉施設への入所は児童相談所、又は福祉事務所で受け付ける。費用は、世帯の所得に応じて費用徴収基準額表(287分)のとおり負担する。

#### ⇒ 乳児院

入所対象 次のような状態にある乳児及び特に乳児院にて養育する必要がある場合の就学前の幼児

①保護者のいない場合 ②保護者の疾病その 他の事情により、保護者による養育が困難又 は不適当な場合

養育内容 精神発達の観察・指導、授乳、食事、 おむつ交換、入浴、外気浴、健康診断など 費用 費用徴収基準額表(2875~)のとおり 負担

入所相談 児童相談所

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 **☎**5320-4136(直通)

## ⇒ 乳児院の家庭養育推進事業

乳児院の専門的な養育機能を強化し、虐待 等により問題を抱える児童の心身の回復支援 や保護者への育児相談を実施し、児童の家庭 復帰を促進する。 また、家庭復帰が難しい児童に対して、里 親子の交流における寄り添い支援や地域交流 支援等の取組を強化し、養育家庭への委託を 促進する。

根拠法令等 乳児院の家庭養育推進事業実施 要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 **☎**5320-4136(直通)

## ↔ 児童養護施設

入所対象 原則的に1歳以上の次のような状態にある児童

①父母と死別したり、父母に遺棄されていたり、父母が長期にわたり心身に障害があるなど、現に保護者の監護を受けられない児童②保護者がいても虐待されている児童 ③その他環境上養護を必要とする児童

養育内容 家庭的環境の中での生活・学習・ 運動などの指導、小学校・中学校・高等学校 への通学、各種学校などへの通学(中学校卒 業児童)を行い、自立を支援する児童福祉施 設である。

**費用** 費用徴収基準額表(2875<sup>-</sup>)のとおり 負担

入所相談 児童相談所又は福祉事務所 担当課 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 ☎5320-4122(直通)

## ◈ 養護児童グループホーム

児童養護施設に入所する児童のうち4~6 人の児童を施設から独立した家屋において、 家庭的雰囲気の中で養育する制度。施設分園型7ホーム、地域小規模型109ホーム、小規模グループケア地域型ホーム84ホーム(令和7年4月現在) **根拠法令等** 東京都養護児童グループホーム 制度実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 **☎**5320-4122(直通)

## ⇔ 専門機能強化型児童養護施設

専門的ケアが必要な児童に対し、手厚い支援を行うための体制を整備した児童養護施設を「専門機能強化型児童養護施設」と指定し、適切な支援を行うことにより児童の社会的自立の促進を図る(令和7年4月現在 39か所指定)。

**根拠法令等** 東京都専門機能強化型児童養護施設制度実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 **☎**5320-4122(直通)

## ⇔ 連携型専門ケア機能事業

都立児童養護施設(石神井学園)において、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を行い、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実する。 根拠法令等 連携型専門ケア機能事業実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 ☎5320-4134(直通)

#### 

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童福祉施設である。

**費用** 費用徴収基準額表(2875<sup>-</sup>)のとおり 負担

入所相談 児童相談所又は福祉事務所担当課 福祉局子供・子育て支援部育成支援課☎5320-4550(直通)

#### ⇔ 自立援助ホーム

中学を卒業後、就職することにより児童養 護施設等を退所した児童等に、生活指導等を 行うことで社会的に自立するよう援助する施 設

対象 中学校卒業後、児童養護施設等を退所 し、就職をする児童等で、自立のための援助 を必要とする人

援助内容 ①職業や生活についての相談、指導 ②入所児童の生活指導と勤務先との調整 ③企業等の理解を求め、職場の開拓をすること。 費用 各ホームで設定した寮費(食費、光熱水費等の実費)及び費用徴収基準表(2875~)のとおり負担

利用相談 児童相談所

根拠法令等 児童福祉法

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 **☎**5320-4550(直涌)

## ⇔ 社会的養護自立支援拠点事業 (ふらっとホーム事業)

社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、社会的 養護経験者等に必要な支援を適切につなぐた め、相互の交流を行う場所を開設し、必要な 情報の提供、相談及び助言並びに、これらの 者の支援に関連する関係機関との連絡調整を 行うこと等により、将来の自立に結びつける ことを目的とする。

対象 社会的養護経験者等

**援助内容** 児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、生活上の問題や求職上の問題について相談支援等を行うことにより自立を支援するとともに、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換を行える相互交流の場を提供する。

根拠法令等 社会的養護自立支援拠点事業 (ふらっとホーム事業) 実施要綱

**担当課** 福祉局子供・子育て支援部育成支援課 **☎**5320-4550(直通)